

リース資産の使用状況等に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

別表六(二十一)

平十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

各事業年度又は各連結事業年度において控除した法人税額の特別控除額等の明細

事業年度又は連結事業年度	1	：	：	：	：	：	：
総調整前連結税額基準額 〔別表六の二(十)「31」〕 $\times \frac{20}{100}$	2	円	円	円	円	円	円
税額基準額又は個別帰属額基準額 〔〔別表六(十九)「16」又は 別表六の二(十)「2」〕 $\times \frac{20}{100}$ 〕	3						
控除の され た 法 除 人 額 税	取得に係るもの 〔別表六(十九)「18」又は 別表六の二(十)「10」〕	4					
	リースに係るもの 〔別表六(十九)「26」又は 別表六の二(十)「19」〕	5					
	前期繰越分に係るもの 〔別表六(十九)「29」又は 別表六の二(十)「25」〕	6					
	計 (4)+(5)+(6)	7					
翌年度 期繰越 税額 り額 繰越 控 除 さ れ 限	取得に係るもの 〔別表六(十九)「33」の合計又は 別表六の二(十)「43」の合計〕	8					
	リースに係るもの 〔別表六(十九)「36」の合計又は 別表六の二(十)「46」の合計〕	9					
	計 (8)+(9)	10					

リース資産の明細

供用年度	11	・	・	～	・	・	・
リース情報通信機器等の名称	12						
賃借年月日	13	平	・	平	・	平	・
事業の用に供した年月日	14	平	・	平	・	平	・
リース契約終了年月日	15	平	・	平	・	平	・
リース契約期間の月数	16		月		月		月
リース費用の総額	17		円		円		円
リース料(月額)	18						
当期において使用した期間	19		月		月		月
当期において支払うリース料	20		円		円		円
当期において事業の用に 供しなくなった年月日	21	平	・	平	・	平	・
使用の状況	22						
事業の用に 供しなくなった事由	23						

別表六（二十一）の記載の仕方

1 この明細書は、平成18年改正法附則第106条（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年改正前の措置法（以下「平成18年旧効力単体措置法」といいます。）第42条の11第7項（リース情報通信機器等を賃借した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けた法人（平成18年改正法附則第132条（連結法人が情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年改正前の措置法（以下「平成18年旧効力連結措置法」といいます。）第68条の15第7項（リース情報通信機器等を賃借した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けたものを含みます。）で平成18年改正措置法令附則第27条（情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年改正前の措置法令（以下「平成18年旧効力措置法令」といいます。）第27条の11第21項（確定申告書に添付する事項）の規定の適用を受ける場合又は平成18年旧効力連結措置法第68条の15第7項の規定の適用を受けた連結法人（平成18年旧効力単体措置法第42条の11第7項の規定の適用を受けたものを含みます。）で平成18年

措置法令附則第40条（連結法人が情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年改正前の措置法令第39条の45第25項（連結確定申告書に添付する事項）の規定の適用を受ける場合に記載します。

この場合、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載します。

なお、「各事業年度又は各連結事業年度において控除した法人税額の特別控除額等の明細」の各欄は、申告事業年度前の事業年度（当該申告事業年度前の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）又は申告連結事業年度前の連結事業年度（当該申告連結事業年度前の事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）について記載し、申告事業年度又は申告連結事業年度については記載する必要はありません。

2 「リース資産の明細」の各欄は、当期前において事業の用に供したリース資産（既に当期前において事業の用に供しなくなったものを除きます。）について別表六（十九）、別表六（二十）及び別表六の二（十）の記載に準じてその明細を記載します。